

電子契約の導入について

本県では、事業者の負担軽減、契約事務のペーパーレス化等を目的に、**令和 6 年10 月**から電子契約を導入したところ（一部所属による先行導入）

○電子契約とは？

従来、合意内容を証拠として残すため紙に印鑑で押印して取り交わされていた契約書に代わり、電子データに電子署名をすることで、書面による契約と同様の証拠力が認められるもの



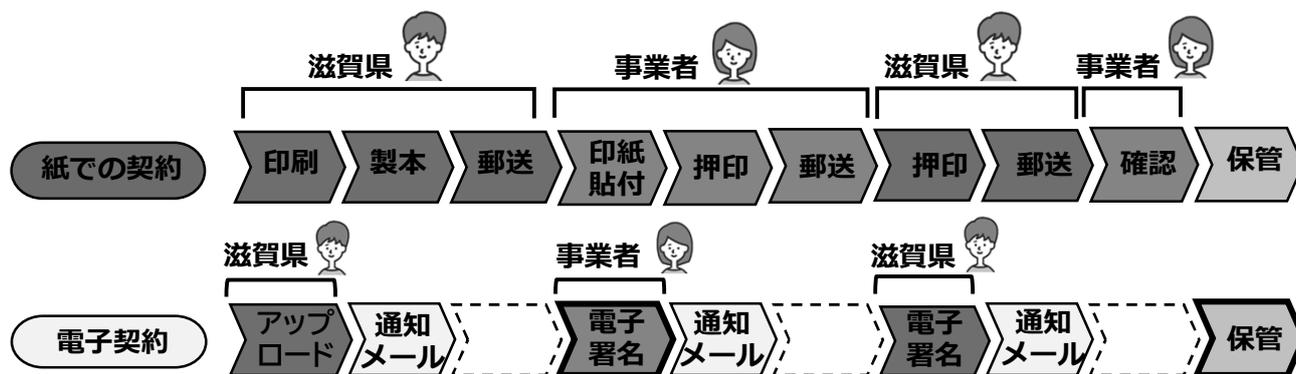
- * インターネット環境と電子メールアドレスがあれば利用可能
- * 事業者側の費用負担なし

○電子契約のメリット

- ① 事務の効率化
 - ・ 押印が不要
 - ・ 製本および郵送等に係る事務が不要
- ② 各種コストの削減
 - ・ 印刷および郵送等に係る経費の削減
 - ・ 収入印紙に係る経費の削減
- ③ その他
 - ・ 検索の容易化、契約手続の迅速化
 - ・ リモートワークへの対応 など

	紙の契約	電子契約
形式	書面	電子データ (PDF)
押印	印鑑 or サイン	電子署名
送付	郵送・持参	インターネット
保管	書棚等	サーバ
収入印紙	必要	不要
証拠力	あり	あり

○電子契約の流れ



操作手順



※事業者が電子契約を希望しない場合

契約の相手方に決定した事業者に対しては、担当者から契約方法についての意向確認を行う。
 確認の結果、事業者が電子契約を希望しない場合は、従来どおり、紙の契約書により契約を締結する。
 なお、電子契約を希望しない場合であっても、事業者が不利益な取扱いを受けない。

○本県における導入状況等

- ・現在は、一部の所属（県民活動生活課、DX推進課、行政経営推進課、管理課および会計課の5所属）における先行導入
- ・先行導入で明らかとなった課題等について改善を図った上で、令和7年度から全所属で導入する予定